

奈 総 財 第 8 6 号

平成 1 9 年 4 月 2 6 日

奈良市監査委員	吉 田	肇 様
同	中和田	守 様
同	幾 田 邦 夫	様
同	米 澤	保 様

奈良市長 藤 原 昭

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成 1 5 年 3 月 2 6 日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成 1 4 年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 3 8 第 6 項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

2 . ごみ処理事業について

2 病気・負傷等による休暇の趣旨徹底と制度改善について（人事課）

【監査結果の要旨】

環境清美部については、他の市長部局に比べて病気休暇の取得割合が高くなっており、各所属の業務の円滑な執行に支障が生じることになる。病気休暇の承認に関しては、各所属長がその趣旨の徹底を図るとともに、負傷または疾病の状況等を十分に把握して判断し、特に長期にわたる場合については、職員の自宅訪問を行なうなど職員の勤務状況・健康管理に努める必要がある。

一方、制度上の問題として、病気休暇、休職の運用について、国の制度などを参考にし、改善に向けて早急に着手する必要がある。

【措置の内容】

職員の病気休暇制度の不適正な運用による不祥事の発生により制度の運用を見直した。所属長及び職員の責務の整備などを行い、病気休暇の適正な運用を図ることとした。